

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトヤナケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケ 外2名

被告 国

求釈明申立書

5

2022年7月19日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 川口直也



10 上記当事者間の頭書事件について、原告は、被告に対し、次のとおり釈明を求め
る。

第1 釈明を求める事項

- 1 2021年2月15日の尿検査の結果について、誰がいつの時点で認識し
15 たのか明らかにされたい。
- 2 同年2月15日の尿検査の結果、看護師はウィシユマさんが餓餓状態にあ
ると認識するに至ったか否か明らかにされたい。
- 3 同年2月15日の尿検査の結果を受けて、誰の判断でいつどのような対応
がなされたか明らかにされたい。
- 20 4 同年4月9日の中間報告において、同年2月15日の尿検査の結果につい
て言及がない経緯を明らかにされたい。

第2 釈明を求める理由

原告は訴状において次のように主張した。

25

2月15日の尿検査において、「ウロビリノーゲン3+」「ケトン体3+」

「蛋白質3+」との結果が出ており（甲5・診療録51）、これは、ウィシュマさんが餓餓状態で、電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があったことを意味する（甲4の1・最終報告書32頁脚注70）。

5 したがって、同結果に基づき、血液検査や内科的検査によって餓餓状態や脱水症状等の健康状態を確認し、点滴や外部病院への入院等の医療措置を執るべきであった。しかし、名古屋入管においては、看護師が看守勤務者に対し、OS-1（経口補水液）の量を、1000ミリリットルを目安に増やすことを指示するのみで（甲5・診療録33）、適切な医療措置を講じなかった。

（訴状20頁5行目ないし15行目）

10

これに対し、被告は原告が主張する尿検査の結果が出ていて、ウィシュマさんについて、餓餓状態で電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があったことを認める一方で、上記結果から、血液検査や内科的検査によって餓餓状態や脱水症状等の健康状態を確認し、点滴や外部病院への入院等の医療措置を執るべきであったことや、適切な医療措置を講じなかったことを争う（被告第1準備書面18頁10行目ないし19行目）。

15

しかしながら、2021年4月9日の「令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局収容者死亡事案に関する調査状況（中間報告）」は、上記尿検査の結果について言及しない。また、同年8月10日の「令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局収容者死亡事案に関する調査報告書」によれば看護師は尿検査の結果のケトン体の数値が脱水及び栄養不足状態を表していることを理解していた（甲4の2・23頁）。調査において看護師は同年2月15日の尿検査の結果を同年2月18日に医師に伝えたと言った（甲4の1・41頁）。これに対し医師は尿検査の結果を把握したのかどうかの記憶が定かではないと言った（甲4の2・27頁脚注44）。この日に医師が作成した診療情報提供書に医師が尿検査の結果を把握していたことを示す痕跡はない（甲

20

25

5・59頁)。

そして、被告の上記尿検査に対する対応が適正であった旨の主張は、上記被告自身の調査の内容を正確に理解してなされたものとも思えず、反論内容が不明確で理解し難い(被告第1準備書面・52頁ないし54頁)。

5 したがって、「釈明を求める事項」記載の内容につき、明らかにされたい。

以上